

古座川町大学生等生活支援給付金のご案内

～目的～

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的影響の大きさを鑑み、学生の方々に給付金を交付し、学生生活を支援することを目的としています。

給付対象の方

令和3年9月1日時点で、**学生本人または生計を維持する者（保護者）**が古座川町に住所を有し、かつ、次の学校に在学する学生です。

- ・大学（大学院含む）、短期大学、専門学校、高等専門学校（4年生以上）
- ・職業能力開発校
- ・予備校に通われている学生

給付金の額

学生一人につき、一律**7万円**（1度限り）

申請期限

令和3年**11月30日**まで

※期限を過ぎると、受け付けることが出来ません。

申請方法

申請書に、必要書類を添えて役場本庁・各出張所・保健福祉センター・中央公民館（教育委員会）までご提出ください。

申請書は、上記の施設にご用意しております。また、役場ホームページにも掲載していますので、ダウンロードいただけます。

◎必要書類

- ①振込口座が分かる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
- ②学生証（両面写し）または在学中を証明できる書類（写し）

(提出物)



申請書



振込口座が分かるもの



学生であることを証明できるもの

◎お問い合わせ先

古座川町教育委員会 瓜田（うりた）：0735-72-3344